

独立行政法人 日本学生支援機構 予約奨学金 について

一定の要件を満たした、大学、短期大学、専門学校への進学を希望する生徒の進学後の修学を国が支援する制度です。『給付奨学金』と『貸与奨学金』の2種類があります。

申込資格

『給付奨学金』・・・以下の「1. 学力基準」と「2. 家計基準」の両方を満たしていること。

「1. 学力基準」：高校入学後の全科目の、5段階による評定平均値が3.5以上。

あるいは進学後の「学修意欲」(要レポート提出)があること。

「2. 家計基準」：①収入基準と②資産基準の両方を満たしていること。審査あり。

①収入基準・・・住民税が非課税であること、又はそれに準ずる世帯と認められること。

②資産基準・・・生計維持者の資産額の合計が、2,000万円未満(生計維持者が2人の場合)、1,250万円未満(生計維持者が1人の場合)であること。

『貸与奨学金』・・・「第1種奨学金(無利子)」と「第2種奨学金(利子あり)」の2種類

「第1種奨学金」・・・以下の「1. 学力基準」と「2. 家計基準」の両方を満たしていること。

「1. 学力基準」：高校入学後の全科目の、5段階による評定平均値が3.5以上。

ただし、次の①～③のいずれかに該当し、進学後も優れた成績を修める見込みがある者として学校から推薦されれば学力基準を満たすものとして扱われる。

① 住民税非課税世帯の人

② 生活保護世帯の人

③ 児童養護施設等に入所している人・里親など

「2. 家計基準」：目安) 給与所得者の場合、4人世帯で年間の収入金額が、およそ747万円未満
自営業者の場合、4人世帯で年間の収入金額が、およそ349万円未満

「第2種奨学金」・・・以下の「1. 学力基準」と「2. 家計基準」の両方を満たしていること。

「1. 学力基準」：高校における全科目の学習成績が平均水準以上。

「2. 家計基準」：目安) 給与所得者の場合、4人世帯で年間の収入金額が、およそ1,250万円未満
自営業者の場合、4人世帯で年間の収入金額が、およそ892万円未満
併用貸与(第1種奨学金と第2種奨学金を併せて利用すること)の場合は別途設定

『給付奨学金』『貸与奨学金』ともに世帯収入に応じて支援額が決まります。詳しくは配付済みリーフレット「学びたい気持ちを応援します」のQRコードもしくは日本学生支援機構ホームページにてご確認ください。

給付・貸与額 (概要)

| 『給付奨学金』 月 額 (満額の場合) | 国公立大学 | | 私立大学 | |
|---------------------------|----------|----------|----------|----------|
| | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| | 29,200 円 | 66,700 円 | 38,300 円 | 75,800 円 |

| 『貸与奨学金』 月 額 (最高金額) | 国公立大学 | | 私立大学 | |
|--------------------------|----------|----------|----------|----------|
| | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| | 45,000 円 | 51,000 円 | 54,000 円 | 64,000 円 |